

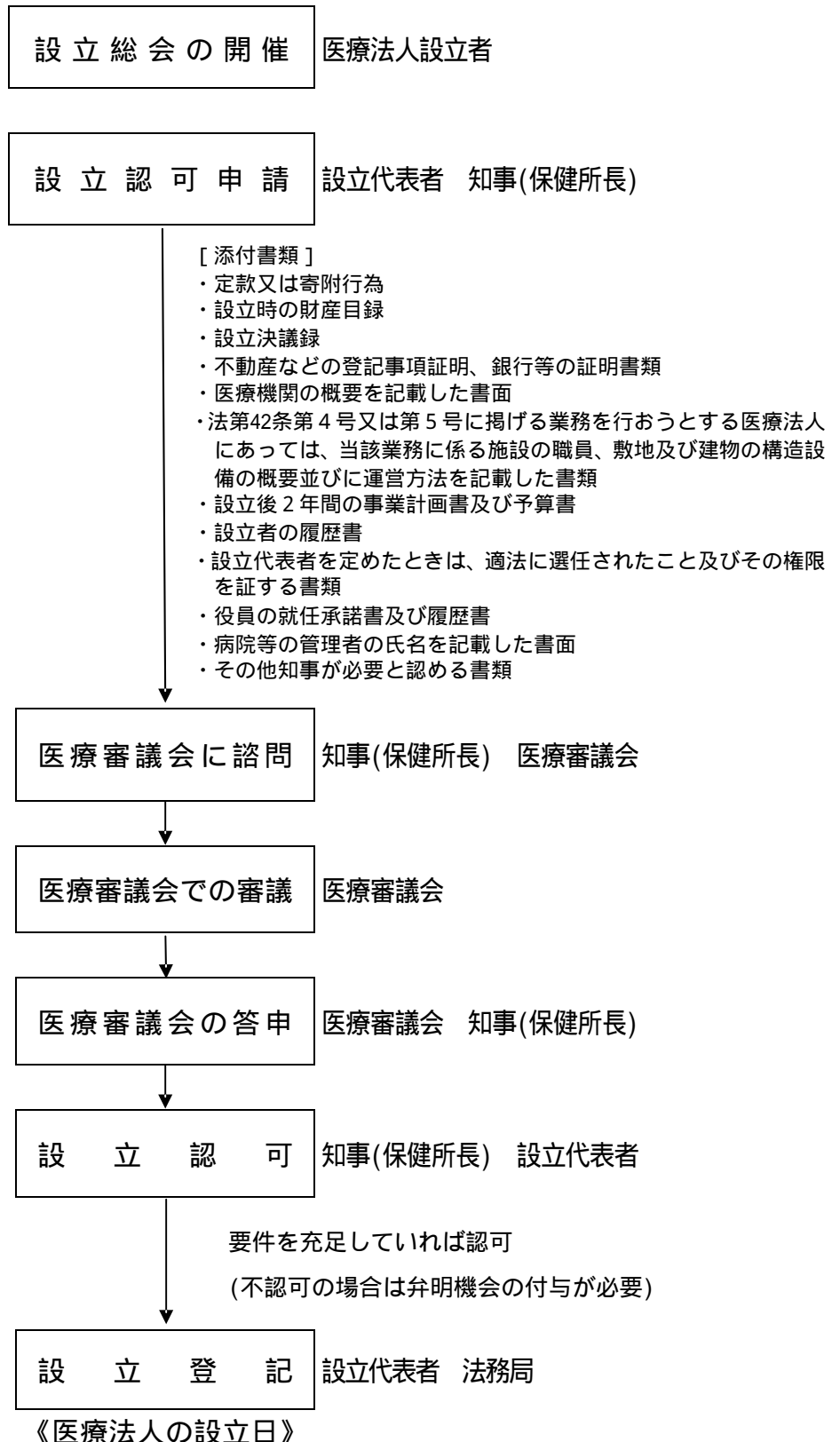
# 医療法人設立フロ - チャ - ト

## 【医療法人】

病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、これを法人とすることができる。(医療法第39条第1項)

医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ設立することができない。(医療法第44条第1項)

保健所設置市(松山市)の区域内のみで病院、診療所等を開設する場合は、保健所設置市(松山市)が認可事務を処理する。(愛媛県事務処理の特例に関する条例)



医療法人は設立の登記をすることによって成立する。(医療法第46条)